

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

# 女性活躍推進法の概況について

令和6年3月28日（木）

内閣府男女共同参画局

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

10年間の時限立法（～R8（2026）.3.31）

## 1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

## 2. 概要

（一般事業主（民間企業等）に関する部分は厚生労働省が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が所管）

### ○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

(1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、

(2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

〔事業主行動計画の必須記載事項〕  
・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・常用労働者301人以上の一般事業主及び全ての特定事業主は、

①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち

「男女の賃金の差異」（職員の給与の男女の差異）の項目

②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上

③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上を公表

・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、

「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の

全ての項目から1項目以上を公表

(1)～(3)の対象は、

①常用労働者101人以上の一般事業主 及び  
（常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務）

②全ての特定事業主

職業生活に関する機会の提供の実績

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績

### 情報公表項目

・採用者に占める女性の割合  
・管理職等に占める女性の割合  
・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績  
・男女別の再雇用又は中途採用の実績  
・男女の賃金の差異 等

・男女の平均継続勤務年数の差異  
・残業時間の状況  
・男女別の育児休業取得率  
・有給休暇取得率 等

### ○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

### ○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）



# 特定事業主における女性活躍推進法に基づく職員の給与の男女の差異の公表について

## 1. 概要

令和4年12月21日付けで内閣府令等を改正し、女性活躍推進法に基づく情報公表及び状況把握・分析の必須項目として「職員の給与の男女の差異」を追加（令和5年4月1日施行）

## 2. 公表方法（主な事項）

・男性職員の給与の平均に対する女性職員の給与の平均を割合（％）で示す

- ①「任期の定めのない常勤職員」、
- ②「任期の定めのない常勤職員以外の職員」及びこれらを総計した
- ③「全職員」の区分で公表

また、「任期の定めのない常勤職員」については、(1)役職段階別及び(2)勤続年数別による職員の給与の男女の差異を公表

※登用状況や勤続年数の違いにより、給与の男女差が生じることが見込まれたため各特定事業主の実情に応じて、更に詳細な情報や補足的な情報（差異に係る背景事情の説明等）を公表することも可能

・新たな年度が開始した後、当該年度の前年度の職員の給与の男女の差異の実績について、おおむね3か月以内に公表することとしており、初回の公表については、令和4年度の職員の給与の男女の差異の実績について、おおむね令和5年6月末までに各機関のHP等で公表。

### 公表様式(国の機関用)

○年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：\_\_\_\_\_

#### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	％
全職員	％

#### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

##### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	％
本省課室長相当職	％
地方機関課長・本省課長補佐相当職	％
係長相当職	％

##### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	％
31～35年	％
26～30年	％
21～25年	％
16～20年	％
11～15年	％
6～10年	％
1～5年	％

【説明欄】

## 3. 各機関の公表状況

### ・国の機関の公表状況

立法・司法（8機関）→ **全機関公表済**

行政（26機関）→ **全機関公表済**

### ・地方公共団体の公表状況

**約3,300事業主のうち約2,300事業主で公表済**（内閣府調査に対する回答から確認）

## 4. 今後の取組

- ・令和5年6月、**国及び地方公共団体の公表内容に関する調査を実施し、現在、とりまとめ中。**
- ・取りまとめ結果については、内閣府男女共同参画局のホームページにおいて公表予定。
- ・公表に当たっては、各機関の公表内容がそれぞれ**比較可能な形で閲覧**できるよう、**一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じた「見える化」を図る**ことを予定。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）

（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）

### Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

#### （2）男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応

国・地方公共団体においては、各機関における状況を適切に把握・分析することを可能とする観点から、任期の定めのない常勤職員に係る役職段階別及び勤続年数別による公表を含め、令和4年度における職員の給与の男女の差異の実績について、おおむね令和5年6月末までに各機関のホームページ等において適切に情報公表を行う。【内閣官房、内閣府、総務省、各府省】

その上で、各機関における職員の給与の男女の差異の状況について、それぞれ比較が可能な形で、一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、更なる「見える化」を図る。【内閣府】

# 公共調達における国・独立行政法人等の取組状況（令和3年度）

- えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等取得企業（ワーク・ライフ・バランス等推進企業）について、女性活躍推進法に基づき、国及び独立行政法人等は、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式及び企画競争）において、加点評価。



- 法施行（H28.4.1）後、取組が格段に進捗し、国・独立行政法人等を合わせて2兆9,964億円（加点評価の取組実施調達の規模）まで拡大。

- 国の機関は、

- ・ 物品役務等の調達については、全28機関のうち16機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。
- ・ 公共工事等の調達については、全14機関のうち7機関が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

各機関ごとの取組実績は、  
3～5頁

- 独立行政法人等は、全170法人のうち140法人が、すべての取組可能調達で加点評価を実施。

## 加点評価の取組の実施状況（概況）

### （1）国の機関

- ▶ 令和3年度に取組を実施した調達全体では、前年度と比較して、金額は減少、件数は増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は4割を下回っている。
- ▶ 物品役務等では、過去3か年度の実施割合（金額ベース）は約98%で推移している。
- ▶ 公共工事等では、取組の件数・金額ともに微増しているものの、令和3年度の実施割合（金額ベース）は20%にとどまっている。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	1兆2,692億円 (32.5%)	1兆9,519億円 (40.4%)	1兆4,946億円 (37.3%)
	件数	10,233件 (30.5%)	12,838件 (36.0%)	13,561件 (39.7%)
(物品役務等)	金額	8,977億円 (97.7%)	1兆3,567億円 (97.6%)	8,743億円 (97.7%)
	件数	9,299件 (94.3%)	9,359件 (96.5%)	9,215件 (98.3%)
(公共工事等)	金額	3,715億円 (12.5%)	5,952億円 (17.3%)	6,204億円 (20.0%)
	件数	934件 (3.9%)	3,479件 (13.4%)	4,346件 (17.5%)

## (2) 独立行政法人等

▶ 取組を実施した調達の数・金額ともに増加しており、令和3年度の実施割合（金額ベース）は9割を上回っている。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	金額	8,557億円 (72.9%)	1兆270億円 (87.4%)	1兆5,018億円 (94.8%)
	件数	7,417件 (79.6%)	7,654件 (84.7%)	9,420件 (87.7%)

※1 令和元年度～3年度の「公共調達における受注機会の増大に関する取組状況のフォローアップ結果について」より作成。

※2 取組可能調達全体に占める取組実施済調達の割合を( )内に記載。

※3 取組可能調達は、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達から、国及び独立行政法人等における取組開始以前に設定された長期継続契約等に基づく事業に係る調達等を除いたもの。

※4 公共工事等は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第2条に規定する公共工事及び公共工事に関する調査等。物品役務等は全体から公共工事等に係る調達を除いたもの。

○**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（抄）**

附則

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

附則（令和元年法律第24号）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○**第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）**

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び各種ハラスメントの防止

（2）具体的な取組

ア 男女雇用機会均等の更なる推進

⑤ 固定的な性別役割分担意識が払拭され、女性が活躍しやすい環境となるよう、改正された女性活躍推進法の施行後5年の見直しを積極的に検討する。

【内閣府、厚生労働省】